

# 島建 2019 Vol.149

## 会報



### 年頭所感

- ② 島根県建設業協会 会長 中筋 豊通  
全国建設業協会 会長 近藤 晴貞

### 建設業協会

- ⑤ 建設企業ガイダンスを開催  
中筋会長叙勲  
会員現状調査を実施

- ⑦ 平成31年度 事業予定

### 建災防県支部

- ⑧ 出雲大社で安全祈願  
県内建設業の労働災害発生状況  
年度末労働災害防止強調月間  
安全帯が「墜落制止用器具」に変更  
月間商品のご案内  
講習予定表（平成31年度）

### 建退共島根県支部

- ⑫ 退職金を受け取るには

### DCプラン

- ⑯ マッチング拠出制度

一般社団法人 島根県建設業協会

松江市西嫁島1丁目3番17号 TEL0852(21)9004 FAX0852(31)2166

平成31年2月1日発行



## 「国土強靱化」と

## 「働き方改革」

一般社団法人 島根県建設業協会 会長 中筋 豊通

明けましておめでとうございます。

平成31年の新春を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

今年は今上天皇のご退位により、新たな元号が制定される特別な年になります。また、統一地方選挙の年でもあり、各地で選ばれたリーダーが新しい時代を牽引して、活力ある日本を地方から創造していただきたいと願うところです。

さて、平成の30年間を振り返ってみますと、ベルリンの壁の崩壊、東西ドイツ統一、湾岸戦争勃発、ソ連崩壊、2000年代に入って、アメリカ同時多発テロ、リーマンショックなど世界的に大きなうねりを起こす事象が立て続けに発生しました。

一方、国内では、消費税の開始、バブルの崩壊、自民党分裂、そして政権交代など世情の変化も著しく、一般家庭へのパーソナルコンピュータや携帯電話の普及により、インターネットやメールの利用人口が飛躍的に増加して、私たちの生活環境や労働環境が、凄まじいスピードで進歩した時代でもあります。

また、地下鉄サリン事件も特異な事件として強く印象に残るものでした。そして、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災、九州北部豪雨災害、西

日本豪雨災害、北海道胆振東部地震など国内の主な自然災害の犠牲者は、30年間で実に22,000人余りにも及び、まさに災害大国と言わざるを得ない状況であります。

このような災害を予防するインフラ整備や、災害発生時に真っ先に駆け付け、最前線で復旧活動にあたるのは私達建設業者であります。地域の安全・安心を確保し、信頼される優良な企業として存続するよう努力を重ねているところですが、若者の入職が極端に減っている現実を見ると、将来の安全を確保する体制の維持は黄信号の状況と言わざるを得ません。

現状を打破するためには担い手確保が喫緊の課題です。平成の半ばに学校週5日制が導入され、その環境で成長した若者たちが完全週休2日を求めるのは当然とも言え、私たちは若者たちが求める環境整備に全力を注がなければなりません。地域間格差、企業間格差が著しく地域建設業の経営状況が依然として厳しい状況下で、週休2日を確保するのは経営者にとって大きなリスクと言わざるを得ませんが、まずは建設業界のイメージ一新、そして変革こそが重要であり、労働環境の整備を図り、「働き方改革」に、会員企業一丸となって取組んで行かねばなりません。

いかなる自然災害でも被害を最小限に留めて犠牲者を無くし、地方の衰退を押し留める努力を行政の協力と指導の下、押し進めてまいりたいと思います。「国土強靱化」と「働き方改革」実現に向けて、猪突猛進！の年です。

頑張ってください、ありがとうございました。





## 『一致団結し、積極果敢に 課題解決に取り組む覚悟』

一般社団法人 全国建設業協会 会長 近藤 晴貞

平成31年の新春を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

平素は、全建の事業活動に対し格別のご支援・ご協力を賜り、改めて厚く御礼を申し上げます。

昨年を振り返りますと、2月の北陸地方西部を中心とする、1981年の『五六豪雪』以来37年ぶりの記録的な大雪に始まり、4月の「島根県西部地震」、6月の「大阪府北部地震」、7月の西日本を中心とする「平成30年7月豪雨災害」、そして、8月には東日本における「統計開始以来の猛暑」、さらに9月の台風21号等の襲来や「平成30年北海道胆振東部地震」と、例年以上に全国各地で自然の猛威・災害が頻発化した1年でした。こうした年々激甚化する自然災害は、改めて、防災・減災対策が最優先かつ喫緊の課題との認識を共有させ、さらなる強靱な国土づくりへの計画的かつ着実な進化を強く求められているところであります。

そうした中、建設業界におきましては、公共工事設計労務単価が6年連続で引き上げられ、予算ベースで全体として見れば安定的に推移している状況であるものの、建設投資の偏りは依然として解消されず、首都圏と地方圏との事業量の地域間格差や大企業と中小建設業との企業間格差が近時一層拡大し、地域の建設企業の多くが厳しい経営環境を強いられている状況であります。また、本年4月から施行される改正労働基準法等の働き方改革関連法では、労働時間に関する制度の見直し等が行われることになり、経営環境も大きく変化することが予想されております。

法改正に伴う時間外労働の罰則付き上限規制適用は、建設業界におきましては、5年間猶予されることとなりましたが、長時間労働是正を含めた「賃金・休日等の労働条件の改善」、「女性等の多様な人材が活躍できる環境整備」、更には「建設生産プロセス全体を通じた生産性の向上」といった働き方改革は、担い手の確保・育成に向け、欠かすことができない重要な取組みの1つとなっております。

私ども地域建設業には、「地域インフラの担い手」、「災害時などの緊急時の公的な任務の担い手」、「地域の成長エンジン」といった社会的使命が期待されております。そうした期待に、将来に亘って応え続けるには、私ども自らが、積極的に働き方改革を含めた様々な施策を推進し、建設産業を魅力的な産業へ変えていくことが大変重要なことでもあります。そのためには、地域建設企業の健全経営の裏付けとなる適正利潤の確保が必要であり、それには、事業量が安定的・持続的に確保されることが不可欠であることはご承知の通りであります。

平成30年度は、関係者の皆様の御支援を得て、私共が強く求めていた大型補正予算が2次にわたって編成され、第2次補正予算は、来年度の当初予算とともに、今月召集の通常国会で審議の予定となっております。予算につきましては、一日も早い成立に加え、執行に当たり、地域の実情を十分に踏まえた重点的な予算配分をお願いするところであります。

また、今月召集の通常国会では、適正利潤の確保を謳った改正品確法等の担い手3法の改正も予定されていると承知しています。

新たな法制度につきましては、適切に運用され、全国津々浦々にまで、ご理解頂くには、常に、声を上げ続けていくことが重要であると強く感じているところであります。

本年も、全建は、47都道府県建設業協会並びに会員企業の皆様方をはじめ、関係各位と一致団結し、積極果敢に、課題解決に取り組む覚悟でございますので、引き続き、ご理解ご支援のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

結びになりますが、皆様方のご健勝とご多幸を心から祈念いたしまして私の年頭のご挨拶とさせていただきます。

# 建設業協会

## 建設企業ガイダンスを開催 若年者確保へ27社参加



12月13日、松江市内で「建設企業ガイダンス」を開き、地元建設企業27社が参加した。

20年春卒業の松江工業高専環境・建設工学科4年生と、松江工業高校建築都市工学科、出雲工業高校建築科、松江農林高校環境土木科、出雲農林高校環境科学科の2年生総勢200人が訪れ、担当者から仕事の内容や必要な資格、福利厚生などについて熱心に聞いていた。

近年の就職状況について学校関係者は「進学・公務員と就職が半々。就職も県外の準公営企業など安定志向が強く、県内企業へは4～5人といった状況」。「2年生の8割以上が就職志望だが、そのうち半数は県外を希望している」と話していた。

17年から参加しているという企業の担当者は「監理技術者は求人を出しても応募が来ない状況が続いている。若い世代を育てていくためにも、今後は新卒者を採用したい」と意欲的。

建設企業ガイダンスは今年で5年目。新卒者を対象に企業PRの場として提供し成果を挙げている。今回は農林高校2校が増えたこともあり、参加企業は17年を大幅に上回った。中筋会長は「建設業の役割や誇りを持てる仕事だということを知ってもらう良い機会。土木・建築の専門課程で学んだ若者が他業種に行くのは残念なこと。われわれも企業のPRと併せ、建設業の魅力発信に努めたい」と話した。

# 旭日小綬章

中筋 豊通 氏 (70)

島根県建設業協会会長



1971（昭和46）年、中筋組（出雲市）監査役、83（昭和58）年、同社代表取締役役に就任。97（平成9）年から県建設業協会の理事を務め、副会長を経て、2010（平成22）年からは会長を務める。

中筋組監査役に就任以来、47年間一貫して建設業に従事。社と地域建設業界の充実・発展に努めた。代表取締役就任後は、社の近代化・組織化を促進。いち早くIT（情報技術）の重要性を認識し、傘下グループ内にIT系企業を設立。協力企業や建設業協会加盟企業のIT化にも積極的に取り組み、建設業界全体の近代化に貢献した。県建設業協会会長として常に

## 建設業振興に寄与

建設業と地域の関わりを重視。14年5月には、県内建設企業の中長期の将来像を描いた「県建設業将来ビジョン」を策定するなど地域建設業の振興に寄与した。

また、人口減少や建設従事者不足に対応するため、学生向けの企業ガイダンスや建設産業のイメージアップキャンペーンを展開。県内建設業への入職促進に尽力する。

中筋会長は「皆さまの協力があつての受章と感謝している。業界だけでなく地方経済の振興に寄与できるよう、いっそう精進したい」と抱負を語る。

## 会員現状調査を実施しています

建設業協会では、平成23年度から、業界の現状把握と、今後の要望活動や意見交換会等の協会運営のための参考資料とすることを目的に「会員現状調査」を実施しています。会員企業の皆様にはご協力を賜り



ましてありがとうございました。

今後はこのいただいた回答をまとめ、“通常総会での資料”や“理事会・委員会等での資料”、“意見交換会や要望活動における意見のバックデータ”として活用いたします。



# — 平成31年度 事業予定 —

	島根県建設業協会	建災防島根県支部	島根県土木施工管理技士会	島根県農林建設業協会連合会
4	8 (月) 事務局長会議 22 (月) 監査会 26 (金) 理事会	22 (月) 監査会 26 (金) 理事会	9 (火) 監理技術者講習	22 (月) 監査会
5	22 (水) 理事会 定時総会 協議員会 	22 (水) 通常代議員会	9 (木) 監査会 理事会 23 (木) 通常代議員会	22 (水) 通常総会
6				
7				
8	8~9月 国土交通省中国地方整備局との意見交換会 島根県との意見交換会 島根県建設産業人材確保・育成推進協議会		1 (木) 中国土木施工管理技士会連合会通常総会	
9	9~11月 高校生の現場見学会	26 (木) 第56回全国建設業労働災害防止大会(福岡市)	現場見学会 	
10	17 (木) 中国ブロック地域懇談会 平成31年度建設業協会中国ブロック協議会意見交換会 (鳥取市)	中・四国ブロック会議		
11				
12	12~2月 土木・建築・労働委員会			
1		安全祈願祭 	支部長会議	
2			研修会	
3				理事会、研修会

# 建災防島根県支部

## 出雲大社で安全祈願

建災防県支部（中筋豊通支部長）は1月17日、出雲大社を参拝し安全祈願を行った。島根労働局の安江労働基準部長、鷹中健康安全課長はじめ、各分会の代表者ら17人が出席。拝殿で祈祷した後、本殿に参拝。中筋支部長と高橋労働基準部長が玉串を奉納し、全員で拝礼。今年一年の無事故無災害を祈願した。



昨年県内で発生した建設業の労働災害は、速報値によると93人で、昨年より3人増加。さらに、死亡災害は3人で、目標である「死亡災害ゼロ」を達成することができませんでした。

今年こそは、気持ちを新たに会員および協会をはじめ関係者が一丸となり「死亡災害ゼロの達成」「死傷災害件数では前年比減少」を目指し、リスクアセスメントとKYのレベルアップを図り、安全衛生管理の向上に努めましょう。

平成28年～30年（1月～12月）島根県内の建設業の労働災害発生状況

区分	28年		29年		30年	
土木工事業	(1)	33	(0)	29	(1)	34
木造工事業	(1)	18	(0)	21	(0)	16
建築工事業	(1)	42	(0)	27	(2)	29
その他の建設業	(1)	16	(0)	13	(0)	14
計	(4)	109	(0)	90	(3)	93

( )は死亡災害

## 年度末労働災害防止強調月間（3/1～31）が始まります！

3月1日～31日は年度末労働災害防止強調月間。特に、この期間は工事が逼迫し労働災害の可能性が極めて高くなります。週毎、日々の連絡調整を密にし、厳しい工程による安全設備の不備にならぬよう特に下記の徹底をお願いします。

- ★作業の前に計画を作成し打合せを行いましょ
- ★高所（2m以上）での作業は、安全帯の取り付け箇所を確認しましょ
- ★重機作業では、後進時の合図方法を取り決め実行しましょ



# 安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！

## 今回の改正等のポイント

### 1. 安全帯を「墜落制止用器具」に変更します (安衛令(注1)の改正)

「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に改めます。  
 「墜落制止用器具」として認められる器具は以下のとおりです。

	安全帯	→	墜落制止用器具
①	胴ベルト型 (一本つり)	⊙→	胴ベルト型 (一本つり)
②	胴ベルト型 (U字つり)	✕→	×
③	ハーネス型 (一本つり)	⊙→	ハーネス型 (一本つり)

②には墜落を制止する機能がないことから、改正後は①と③のみが「墜落制止用器具」として認められることとなります。

※ 「墜落制止用器具」には、従来の安全帯に含まれていたワークポジショニング用器具であるU字つり用胴ベルトは含まれません。なお、法令用語としては「墜落制止用器具」となりますが、建設現場等において従来からの呼称である「安全帯」「胴ベルト」「ハーネス型安全帯」といった用語を使用することは差し支えありません。

### 2. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります

(安衛則(注2)等の改正、ガイドライン(注3)の策定)

墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となりますが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合(高さが6.75m以下)は「胴ベルト型(一本つり)」を使用できます。



### 3. 「安全衛生特別教育」が必要です

(安衛則・特別教育規程(注4)の改正)

以下の労働者は、特別教育(学科4.5時間、実技1.5時間)を受けなければなりません。

- ▶ 墜落の危険がある作業のうち「特に危険性の高い業務」を行う労働者。  
 「特に危険性の高い業務」とは、高さが2m以上の箇所において、作業床を設けることが困難な場合で、フルハーネス型を使用して行う作業(ロープ高所作業を除く)などの業務をいいます。

## 月間商品のご案内

お求めは、ご所属(お近く)の各地区建設業協会(建災防県支部各分会)までお申し込みください。

ポスター ¥200 B2判(73×52cm)

No.1 堀田 茜(乃木坂46)



No.2 須田 亜香里(SKE48)



のぼり  
 ¥1,570  
 ポリエステル製(240×70cm)



ワッペン  
 ¥840  
 ビニール製(7.5×6cm)  
 10枚1組

タオル  
 10本1組(34×85cm)  
 ¥3,150(税込)

安全 第一

年度末労働災害防止強調月間  
 2016 3/1 3/31

横幕 ¥1,570  
 ポリエステル製(70×220cm)

# 建災防講習予定表 (平成31年度)

平成31年度の講習会等の予定をお知らせいたします。

ホームページにも予定・案内などを掲載いたしますので是非ご覧ください。

講習名	学科講習		実技講習	
	講習日	会場	講習日	会場
<b>技能講習</b>				
足場の組立て等作業主任者技能講習	7月18日(木) 7月19日(金)	松江流通センター 組合会館		
	9月12日(木) 9月13日(金)	浜田建設会館		
	11月14日(木) 11月15日(金)	出雲建設会館		
地山の掘削及び 土止支保工作業主任者技能講習	7月24日(水) 7月26日(金)	出雲建設会館		
型枠支保工の組立て等 作業主任者技能講習	10月29日(火) 10月30日(水)	出雲建設会館		
建築物等の鉄骨の組立て等 作業主任者技能講習	11月21日(木) 11月22日(金)	出雲建設会館		
車両系建設機械 (整地・運搬・積込み用及び掘削用) 運転技能講習	4月4日(木) 4月5日(金)	出雲建設会館	4月9日(火)	アユミ工業(株)
	6月24日(月) 6月25日(火)	浜田建設会館	6月26日(水)	(株)ライト実習場
	8月21日(水) 8月22日(木)	出雲建設会館	8月26日(月)	アユミ工業(株)
不整地運搬車運転技能講習	10月2日(水)	出雲建設会館	10月4日(金)	アユミ工業(株)
車両系建設機械(解体用)運転技能講習	10月23日(水)	出雲建設会館	10月24日(木)	アユミ工業(株)
高所作業車運転技能講習	6月11日(火)	出雲建設会館	6月13日(木)	アユミ工業(株)
	9月3日(火)	浜田建設会館	9月4日(水)	(株)ライト実習場
	10月10日(木)	出雲建設会館	10月15日(火)	アユミ工業(株)
<b>特別教育</b>				
小型車両系建設機械 (整地・運搬・積込み用及び掘削用) 運転の業務に係る特別教育	11月5日(火)	出雲建設会館	11月6日(水)	アユミ工業(株)
ローラー運転の業務に係る特別教育	7月8日(月)	出雲建設会館	7月9日(火)	アユミ工業(株)

講習名	学科講習		実技講習	
	講習日	会場	講習日	会場
足場の組立て等の業務に係る特別教育	5月30日(木)	浜田建設会館		
	5月31日(金)	出雲建設会館		
フルハーネス型安全帯使用作業特別教育	4月16日(火)	出雲建設会館		
	6月14日(金)	浜田建設会館		
	6月27日(木)	松江流通センター 組合会館		
	11月29日(金)	浜田建設会館		
	12月17日(火)	出雲建設会館		
	1月9日(木)	松江流通センター 組合会館		
低圧電気取扱い業務に係る特別教育	4月19日(金)	出雲建設会館		
自由研削用といしの取替え等の 業務に係る特別教育	10月1日(火)	出雲建設会館		
<b>安全衛生教育</b>				
職長・安全衛生責任者教育	6月4日(火) 6月5日(水)	松江流通センター 組合会館		
	8月5日(月) 8月6日(火)	浜田建設会館		
	12月5日(木) 12月6日(金)	出雲建設会館		
職長・安全衛生責任者能力向上教育	11月27日(水)	出雲建設会館		
車両系建設機械(整地用等)運転業務 従事者安全衛生教育	7月5日(金)	出雲建設会館		
建設業等における(管理者・作業者)の ための熱中症予防教育	8月2日(金)	出雲建設会館		
現場管理者統括管理講習	1月24日(金)	出雲建設会館		
足場の組立等作業主任者能力向上教育 (定期)	8月8日(木)	出雲建設会館		
施工管理者等のための 足場点検実務者研修				
新・総合工事業者のための リスクアセスメント研修	1月30日(木)	出雲建設会館		



受講申込を支部および各分会にて常時受け付けていますので、日程をご確認いただき、協力会社への周知・受講勧奨も含めた受講計画をご検討くださいますようお願いいたします。  
また、定期開催以外にも、出張講習を承っております。詳細につきましては、当支部のホームページをご確認ください。

# 建退共島根県支部

## 退職金を受け取るには

退職金は、共済手帳に貼り終わった共済証紙が12月（21日分を1ヶ月と換算）以上になって、建設関係の仕事をしなくなったときなどに、労働者またはその遺族からの請求により、その請求人に直接支給されます。

（なお、請求事由発生日が平成28年3月31日以前の場合は、24月以上の掛金納付月数が必要となります。）

### 請求するには？

退職金請求書に必要事項を記入して、共済手帳と必ず住民票及び退職所得の受給に関する申告書と個人番号並びに身元確認のための書類を添えて、建退共支部まで提出してください。

### 受け取り方法は？

退職金は、原則として請求人個人の普通預金口座に、直接振り込む方法により、支払われます。

### 退職金額は？

退職金については、下の表のとおりとなっており、働いた年数が長いほど有利になります。

掛金納付月数が12月以上24月未満の退職金は掛金納付額の3～5割程度の額となっております。

12月以上24月未満で死亡したときの退職金は、事業主が納めた掛金に相当する額となっております。



掛金納付年数 (月数)	退職金額 (単位：円)
1年 (12月)	23,436
(18月)	48,174
(23月)	76,167
2年 (24月)	156,240
5年 (60月)	410,781
10年 (120月)	945,903
15年 (180月)	1,572,816
20年 (240月)	2,256,366
25年 (300月)	3,029,754
30年 (360月)	3,902,745
35年 (420月)	4,898,775
40年 (480月)	6,036,723



退職金請求書

様式 第 007号 KN 退職金請求書(建退共)

建設業退職金共済事業本部 殿

請求にあたっては、**退職金請求書(コピー不可)**に共済手帳、住民票(コピー不可)及び「退職所得の受給に関する申告書」兼「退職所得申告書」を添えて提出して下さい。

1. 退職金を請求される方についてご記入下さい。

請求年月日	平成	年	月	日	退職金請求事由 発生年月日	昭和	平成	年	月	日
請求人(本人又は遺族)	現	フリガナ	ト・ドウ フ・ケン							
	住	〒			都・道 府・県	市・区 郡				
	所	電話番号	( ) - ( )							
氏名	フリガナ				遺族請求の場合 [被共済者との続柄]					
	姓				<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> その他( )					
被共済者番号		性別	男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>		生	年	月	日		
被共済者氏名		カタカナで右詰めで記入		請求事由		職種				
共済手帳の表紙に記載の冊目・交付年月をご記入下さい。→				冊目	交		付	年	月	
				昭和	平成	年	月			

見本

※太線内のみご記入下さい。(赤太線内は振込先金融機関で記入していただき、確認印をもらって下さい。)

2. 振込金融機関についてご記入下さい。

振込金融機関	振込方法	<input checked="" type="checkbox"/> 口座振込 <input type="checkbox"/>		金融機関の窓口で口座名義人、普通預金口座番号等の確認印をもらって下さい。	
	金融機関名	漁業協同組合・ネットバンクは、お取扱いできません。 ( ) ( ) 銀行 信用金庫 信用組合   本店 支店 出張所 農業協同組合 商工中金   本所 支所 信託銀行 労働金庫		金融機関確認印	
	口座名義人 〔請求人と同じ〕	「カタカナ」で記入して下さい		ご担当者印	
	預金種目	口座番号(右詰めで記入※)	金融機関コード	振込先店舗コード	※ 金融機関で記入するもの ・ 金融機関コード ・ 振込先店舗コード
普通預金					

※口座番号が6ケタ以下の場合は、番号の先頭に「0」を加えてご記入下さい。

退職所得確認欄

以下のA～Cの該当区分に○印を記入していただき、裏面の「退職所得の受給に関する申告書」兼「退職所得申告書」に必要事項を記入して提出して下さい。この申告書の提出(記入)がない場合は、退職金の20.42%(復興特別所得税を含む)に相当する額を源泉徴収いたします。ただし、被共済者が死亡し遺族の方が請求される場合は、提出する必要はありません。

区分	事由
A	退職手当等の受給について以下のB・C欄に該当しない。
B	退職金請求事由が発生した年に他にも退職手当等の支払を受けたことがある。
C	退職金請求事由が発生した年の前年以前4年内に退職手当等の支払を受けたことがある。

3. 証明欄

上記のとおり退職金請求事由に該当することを証明します。

平成 年 月 日

証明者

契約者番号 ( ) (建退共の共済契約者のみご記入下さい。)

住所 〒 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )

事業所名

代表者名

電話 ( ) - ( ) ( ) ( ) ( ) ( )

印

様式 第 007号 KN

退職所得の受給に関する申告書 退職所得申告書

年 月 日 豊島 市町村長 殿	年分 退 職 所 得 申 告 書	年分 退 職 所 得 申 告 書	支払者受付印
所在地 (住所) 〒170-8055 東京都豊島区東池袋 1-24-1 ニッセイ池袋ビル 20 階	現住所 〒	あなたの氏名 ◎	
名称 (氏名) 独立行政法人 勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部	個人番号	その年1月1日現在の住所	
法人番号 (個人番号) 7 0   1 3   3 0   5 0   0 1   9 0   3	※提出を受けた退職手当の支払者が記載してください。		

このA欄には、全ての人が、記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要がありません。)

① 退職手当等の支払を受けることとなった年月日	年 月 日	③ この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 年
② 退職の区分等	一般 [ ] 生活 [ ] 障害 [ ] 有・無	うち 特定役員等勤続期間	有 自 年 月 日 年 無 自 年 月 日 年
		うち 重複	有 自 年 月 日 年 無 自 年 月 日 年

あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。

④ 本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 年 至 年 月 日 年	⑤ ③と④の勤続期間のうち、重複する期間	自 年 月 日 年 至 年 月 日 年
うち 特定役員等勤続期間	有 自 年 月 日 年 無 自 年 月 日 年	うち 特定役員等勤続期間	有 自 年 月 日 年 無 自 年 月 日 年
		うち 重複勤続期間	有 自 年 月 日 年 無 自 年 月 日 年

あなたが前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内)に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。

⑥ 前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内)の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 年 至 年 月 日 年	⑦ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑥の勤続期間と重複している期間	自 年 月 日 年 至 年 月 日 年
		⑧ うち 特定役員等勤続期間との重複勤続期間	有 自 年 月 日 年 無 自 年 月 日 年

A又はBの退職手当等についての勤続期間のうち、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。

⑧ Aの退職手当等についての勤続期間(③)に通算された前の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 年 至 年 月 日 年	⑩ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑧又は⑨の勤続期間だけからなる部分の期間	自 年 月 日 年 至 年 月 日 年
うち 特定役員等勤続期間	有 自 年 月 日 年 無 自 年 月 日 年	⑪ ⑦と⑩の通算期間	自 年 月 日 年 至 年 月 日 年
⑨ Bの退職手当等についての勤続期間(④)に通算された前の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 年 至 年 月 日 年	⑫ ⑧と⑪の通算期間	自 年 月 日 年 至 年 月 日 年
うち 特定役員等勤続期間	有 自 年 月 日 年 無 自 年 月 日 年		

B又はCの退職手当等がある場合には、このE欄にも記載してください。

区分	退職手当等の支払を受けることとなった年月日	収入金額 (円)	源泉徴収税額 (円)	特別徴収税額 (円)		支払を受けた年月日	退職の区分	支払者の所在地 (住所)・名称(氏名)
				市町村民税	道府県民税			
一般	・ ・					・ ・	一般	
B 特定役員	・ ・					・ ・	一般	
C	・ ・					・ ・	一般	

(注意) 1 この申告書は、退職手当等の支払を受ける際に支払者に提出してください。提出しない場合は、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額は、支払を受ける金額の20.42%に相当する金額となります。また、市町村民税及び道府県民税については、延滞金を徴収されることがあります。  
2 Bの退職手当等がある人は、その退職手当等についての退職所得の源泉徴収票(特別徴収票)又はその写しをこの申告書に添付してください。  
3 支払を受けた退職手当等の金額の計算の基礎となった勤続期間に特定役員等勤続期間が含まれる場合は、その旨並びに特定役員等勤続期間、年数及び収入金額等を所定の欄に記載してください。

27.06改正

(規格A4)

個人番号及び身元確認のための書類

個人番号及び身元確認のための書類

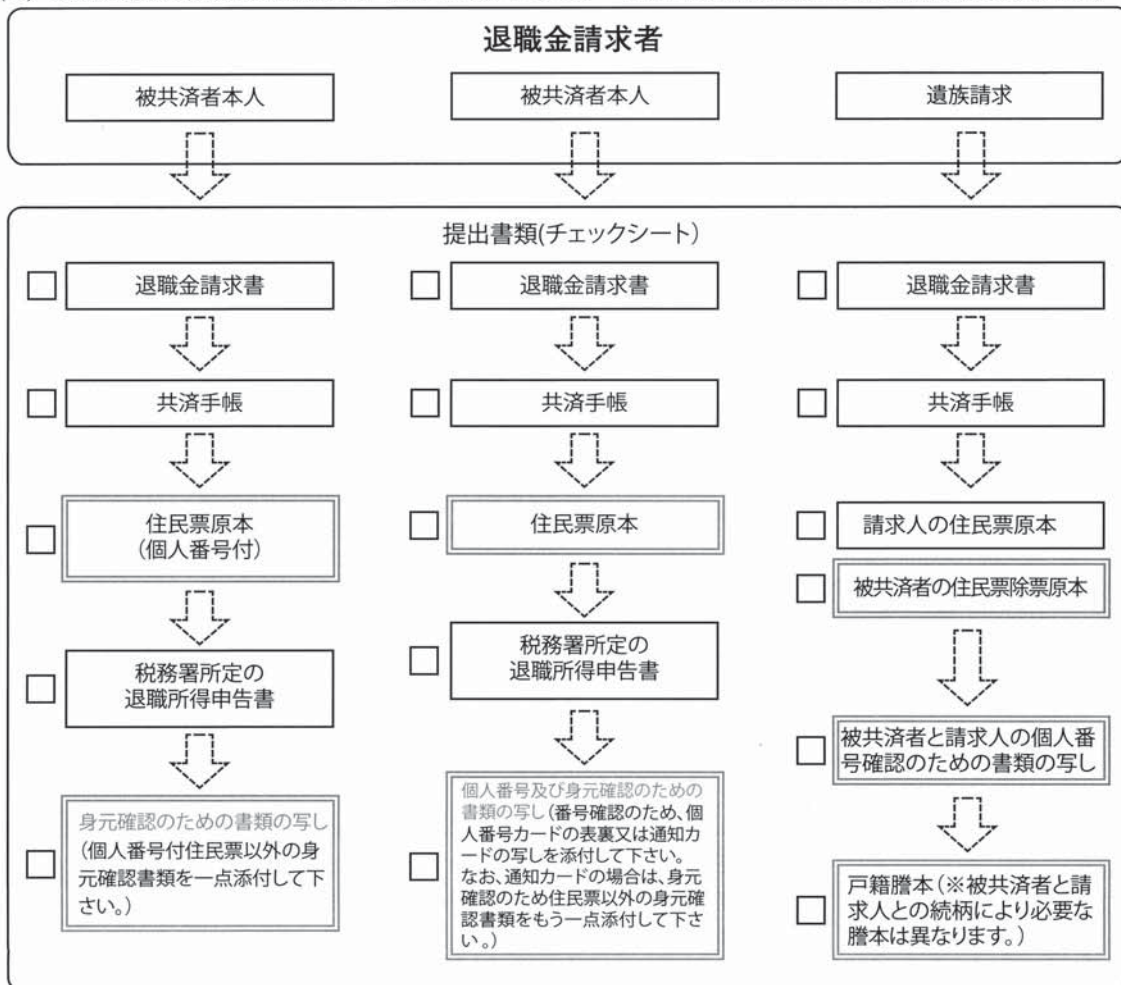
退職金を請求する場合は、建退共における身元確認書類としての「住民票（原本）」のほか、「退職所得の受給に関する申告書」兼「退職所得申告書」の提出にあたり、個人番号及び身元確認のための書類の提出をお願いしております。

- (1) 個人番号及び身元確認のための書類については次のとおりです。
- (2) 個人番号付住民票については、建退共における身元確認書類としての住民票（原本）と兼用できますが、その場合には、個人番号付住民票については、原本の提出をお願いします。

個人番号の確認	身元の確認
1. <b>個人番号カード</b>	(※1 表面と裏面の写し)
通知カードの写し 個人番号付住民票の原本	または
2. <b>個人番号付住民票については、個人番号の確認書類となり、かつ、身元確認書類の一点としてみなされます。</b>	+
	運転免許証、パスポート、資格の証明書 健康保険の被保険者証、年金手帳、 在留カード、特別永住者証明 等の写し (※2 いずれか1点の添付)

※1 顔写真の表示のある個人番号カードは、表面と裏面の写しを提出いただくことで個人番号と身元の確認書類となります。  
 ※2 顔写真の表示がない身元の確認書類としては、二種類の提出が必要ですが建退共における身元確認書類として住民票を添付していただくことから、住民票以外の身元の確認書類をもう一種類提出して下さい。

- (3) 退職金請求に係る提出書類については、次のチェックシートにてご確認のうえ、ご提出をお願いいたします。

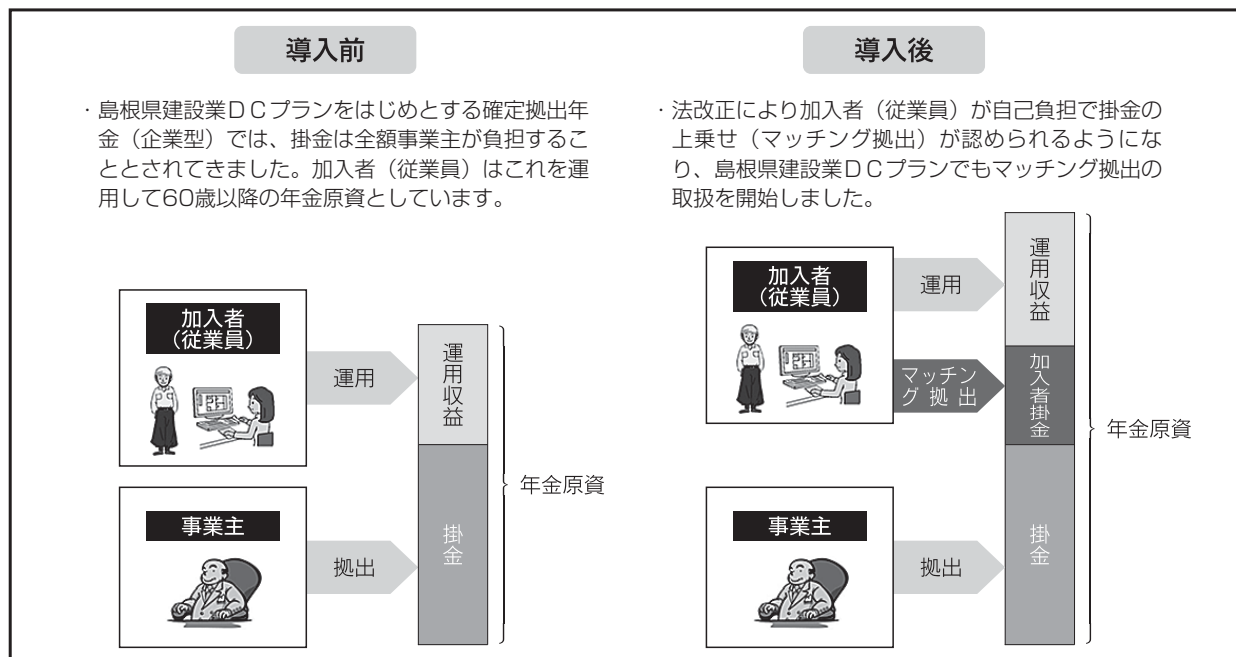


# DCプラン

## マッチング拠出制度について

平成17年3月にスタートした島根県建設業協会の確定拠出年金制度（島根県建設業DCプラン企業型年金規約）は、現在12年が経過し、加入事業所が95社、加入者が約2,000人の規模となっているところですが、この確定拠出年金制度において、年金確保支援法（平成23年8月交付）の制定により、大幅な改正が行われました。

その中でも、改正の目玉である「従業員拠出（マッチング拠出）の解禁」について平成24年度から対応を始めています。



マッチング拠出制度は、加入者（従業員）にとって税制優遇等メリットも大きく、加入各社においても検討・制度導入が進められています。（制度導入済21社）

## （参考）確定拠出年金の税制

マッチング拠出による加入者掛金は全額非課税となります。

運用時・給付時の課税はマッチング拠出による上乗せ分も含めて従来どおりの優遇措置があります。

拠出時	事業主掛金	全額損金算入、かつ給与所得とみなされない
	加入者掛金	全額所得控除（小規模企業共済等掛金控除適用）
運用時		運用益非課税 年金資産に特別法人税・特別住民税課税（平成11年4月から凍結中）
給付時		給付の種類によって課税 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 老齢給付金：年金…雑所得（公的年金等控除適用） 一時金…退職所得（退職所得控除適用）*</li> <li>■ 障害給付金：年金・一時金とも所得税・住民税非課税</li> <li>■ 死亡一時金：「みなし相続財産」として相続税課税 （法定相続人1人当たり500万円まで非課税）</li> <li>■ 脱退一時金：一時所得として所得税・住民税課税</li> </ul>



## 「(公財)建設業福祉共済団からのお知らせ」

建設共済保険 (法定外労災補償制度)

労働災害は、いつ、どこで起こるかわかりません！  
— 建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします。 —

◆建設共済保険は、被災者への補償はもちろんのこと、災害発生時に企業が負担する諸費用も補償します。

### 【建設共済保険：過去の保険金支払い事例】

#### 1. 死亡されたケース

瓦補修作業中に誤って滑り落ち、タキロン屋根を突き破って土間コンクリートに転落。

(外傷性くも膜下出血により死亡)  
保険金合計 2,000万円  
(被災者補償保険金 1,000万円)  
(諸費用補償保険金 1,000万円)

作業員宿舎で、就寝中に火災発生。(死亡)

保険金合計 3,000万円  
(被災者補償保険金 1,500万円)  
(諸費用補償保険金 1,500万円)

#### 2. 労災事故により重篤な障害が残ったケース

屋根裏下地材の取付け作業中、2階梁から降りる際に脚立を踏み外し転落。(脳内出血・くも膜下出血により 障害等級 第1級)

保険金合計 2,000万円  
(被災者補償保険金 1,000万円)  
(諸費用補償保険金 1,000万円)

#### 3. 複数人が被災(死亡)されたケース

道路下の法面を補強する工事において法面の下側にて水質汚濁処理の作業中、工事区間隣りの法面が突然崩落し、作業員5名が被災。(土砂に埋もれ5名死亡)

5名分保険金合計 2億円(1名あたり4,000万円)  
(5名分被災者補償保険金 1億円(1名あたり2,000万円))  
(5名分諸費用補償保険金 1億円(1名あたり2,000万円))

#### 4. 通勤途上に被災されたケース

会社から自宅への通常の通勤経路を車で帰宅中、左カーブで対向車線に進入し対向車に正面衝突。(全身打撲により死亡)

保険金合計 4,000万円  
(被災者補償保険金 2,000万円)  
(諸費用補償保険金 2,000万円)

### 【建設共済保険の特長】(年間完成工事高契約)

- ①建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
- ②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
- ③同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
- ④元請・下請を問わず無記名で補償
- ⑤代表者(保険契約者)も補償(従業員300人以下の場合)
- ⑥経営事項審査において15点の加点

◆「建設共済保険」以外にも次のような事業を行っています。

#### 【育英奨学事業】

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

#### 【労働安全衛生推進事業】

- 安全衛生用品の頒布
- 女性専用トイレ導入費用に対する助成
- 安全衛生推進者表彰 等

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

公益財団法人 建設業福祉共済団

Tel 03-3591-8451

URL: <http://www.kyousaidan.or.jp/>



建設共済保険

取扱機関

一般社団法人 島根県建設業協会

Tel 0852-21-9004

検索

# 大切な社員と会社を守りたい。

ますます制度充実

## 建設共済保険

法定外労災補償制度

掛金が  
安い

補償が  
厚い

### 完成工事高契約 会員加入状況

平成30年12月31日現在

地区	加入企業 (会員)	会員 加入率(%)
松江	47	73.4
安来	20	100.0
雲南	38	92.7
仁多	14	100.0
出雲	51	69.9
大田	12	36.4
邑智	35	92.1
浜田	20	34.5
益田	11	44.0
鹿足	12	57.1
隠岐	19	59.4
合計	279	66.6



### 育英奨学事業

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

### 労働安全衛生推進事業

- ① 安全衛生用品の頒布
- ② 女性専用トイレ導入費用に対する助成
- ③ 安全衛生推進者表彰 等

## 公益財団法人 建設業福祉共済団

■ 取扱機関: (一社) 島根県建設業協会

〒690-0048 松江市西嫁島 1-3-17 Tel. 0852-21-9004 Fax. 0852-31-2166

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは  
Tel.03-3591-8451 Fax.03-3591-8474

建設共済保険

検索